

# 放課後児童クラブ入会のしおり



いすみ市



## 目 次

放課後児童クラブとは .....	1
利用できる方の要件 .....	1
クラブ生活 .....	2
開設時間・休業日 .....	2
欠席の連絡について .....	3
通所停止について .....	3
保護者負担金について .....	3
保護者負担金の減免 .....	4
傷害保険の加入について .....	4
申請書類について .....	5
市内の放課後児童クラブ .....	6
入会後の届出・連絡について .....	6
持参していただくもの .....	7
児童クラブでの注意事項 .....	7
入会の取り消し .....	7
夷隅地域の放課後児童クラブについて .....	8
コスモス	
大原地域の放課後児童クラブについて .....	9
第一・第二・第三おおはらこどもルーム	
あずまこどもルーム	
とうかいこどもルーム	
なみはなこどもルーム	
岬地域の放課後児童クラブについて .....	10
第一・第二げんキッズ	
第一・第二たいとうこどもルーム	
放課後児童一時保育について .....	11

## 【放課後児童クラブとは】

保護者の就労等により、昼間常時留守になっている家庭の児童を対象に、放課後や夏休み等に家庭に代わる生活の場の確保と適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る施設として開設しています。

## 【放課後児童クラブ支援員について】

各ルームでは、研修を終えた放課後児童クラブ支援員と、その業務をサポートする補助員が児童への安全な保育を中心とした対応をします。



## 【利用できる方の要件】

児童の保護者が、次のいずれかに該当し、当該児童を保育することができないと認められる場合であり、かつ、同居の親族等が当該児童を保育することができないと認められる場合。

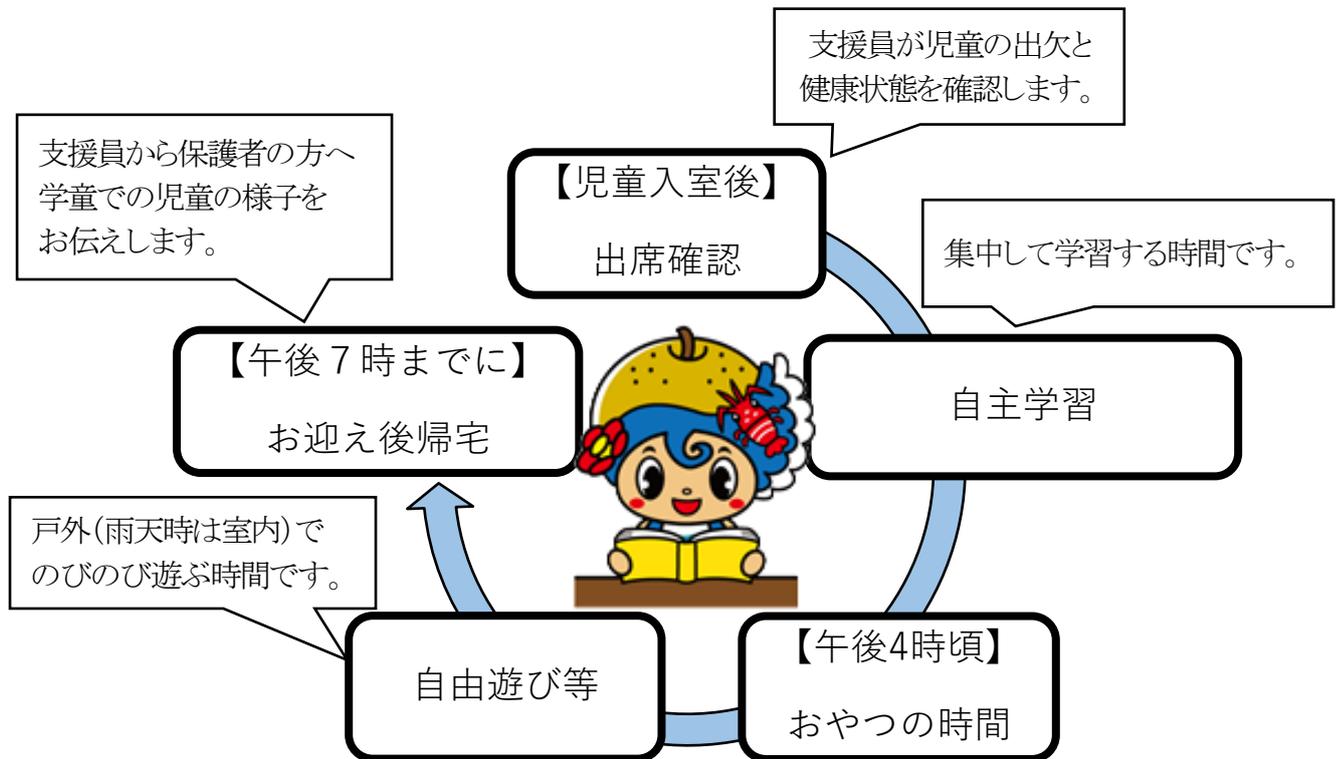
- ① 児童の下校後、家庭に保護者にかわる者がいない。
- ② 病気やケガをしている、または心身に障がいがある。
- ③ 長期にわたり、病気や心身に障がいのある親族を介護している。
- ④ 学校へ通学している。
- ⑤ 求職中である。
- ⑥ その他市長が認める上記に類する状態にある。

(注) 上記に該当していても、利用児童が定員に達しているときは、利用できないことがあります。

また、この場合は低学年を優先します。

## 【クラブ生活】

平日のクラブ生活の1日の流れは図のとおりです。



## 【開設時間・休業日】

### 開設時間

・平日

授業終了時から午後7時まで

・土曜日・長期休業日(夏休み等)・学校振替休業日(休校日)等

午前7時30分から午後7時まで

※土曜日の開設について事前に利用予定を確認し、利用者がいないと見込まれる場合は閉所する場合があります。

### 休業日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・年末年始(12月29日～翌年1月3日)
- ・感染症等による学校・学級閉鎖時(一部又は全部)
- ・重大な災害が発生した場合

## 【欠席の連絡について】

- ① 欠席する場合は、在籍している児童クラブに保護者が必ず連絡をしてください。

＜開設時間外(平日の午前中等)に連絡する場合＞

各児童クラブには留守番電話が設置されています。入会中の児童クラブの留守番電話にメッセージを残すか、P6に記載されている問合せ先へご連絡ください。

- ② 保護者の仕事が休みである等、児童の帰宅後、家庭において児童の監護ができる状態にあるときは、児童クラブの利用はできません。

## 【通所停止について】

- ・児童が新型コロナウイルス、インフルエンザ、はしか等の感染症を発症した場合は、児童の体調が全快するまで利用できません。また、ご家族で感染症を発症、または発症が疑われる場合にも利用を控えていただくことがあります。
- ・感染症の流行により学級閉鎖となったクラスに在籍する児童は感染症蔓延防止のため、お預かり出来ません。



## 【保護者負担金について】

令和6年度の負担金は以下のとおりとなります。(令和6年3月15日現在)

※負担金は条例改正等に伴い変更となる場合があります。

利用月	月額
通常月	7,000円
8月	10,000円

負担金は、原則、口座振替（金融機関からの引き落とし）とします。口座振替は、利用月分をその月の末日に、指定の口座から自動引き落としとなります。

口座振替の手続きについては、利用開始時に配布する口座振替依頼書を金融機関（ゆうちょ銀行を除く）へ直接提出してください。

※ 退会する場合は、退会届の提出が必要です。提出されないと退会とはならず、負担金が発生しますのでご注意ください。

## 【保護者負担金の減免】

以下に該当する世帯は、申請により保護者負担金の減免を受けることができます。

	減 免 事 由	減免割合等
①	生活保護法に基づく保護を受けている世帯	全額
②	いすみ市就学援助に関する規則（平成28年教育委員会規則第4号）第6条により認定された準要保護児童生徒の世帯であるとき	全額
③	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条により手当の受給資格等について認定を受け、手当を受給している世帯、又はいすみ市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則（平成17年規則第67号）第10条の規定により受給資格の認定を受けた世帯であるとき	1 / 2 の額
④	市町村民税が非課税の世帯であるとき	全額
⑤	同一世帯の児童が2人同時に入会しているとき	2人目は 1 / 2 の額
⑥	同一世帯の児童が3人以上同時に入会しているとき	3人目以降は 全額

## 【傷害保険の加入について】

月額270円（年額3,240円）の児童クラブ共済に加入していただきます。  
クラブ活動中に傷害を被った場合が対象となります。

※年度途中で入会した場合は、利用月数に応じた金額となります。



## 【申請書類について】



P6に記載されている問合せ先にて配布・受付をしています。  
記入方法など不明な点がありましたらお問合せください。

### 【提出するもの】

- ① いすみ市放課後児童クラブ 入会申込書（兼負担金減免申請書）
- ② いすみ市放課後児童クラブ 子ども安心カード
- ③ 就労証明書等、以下に記載する書類

保育を必要とする状況を確認する書類		
すべての人が提出する書類	働いている場合	就労証明書（様式はP6に記載の問合せ先にて配布） ※農業・自営業等で就労証明書が提出できないときは過去2か月程度に行った仕事の内容、1日のスケジュール等を記載した書類を作成してください。 (様式は任意)
	病気等の場合	医師の診断書（病名のみでなく保育ができないことを証明する内容であること） または「障害者手帳の写し」
	同居人等の介護の場合	介護を受ける方の医師の「診断書」または「障害者手帳の写し」など。 介護認定を受けている場合は「介護保険被保険者証の写し」と介護スケジュール (様式は任意)
	出産の場合	出産予定日の入った医師の「診断書」または「母子手帳の写し」など
	就学の場合	通学先の学校が証明した「在学（通学）証明書」、授業のカリキュラムの写し ※在学（通学）期間を記載してもらってください。 ※通信教育は入会理由に該当しません。
減免を受ける方	減免の理由	必要書類
	生活保護法に基づく保護を受けている世帯	生活保護受給証明書の写し
	準要保護児童生徒の世帯	いすみ市就学援助支給対象者認定結果通知書の写し（決定内容が「認定」であること）
	ひとり親世帯で児童扶養手当の受給資格等について認定を受け手当を受給している世帯又はいすみ市ひとり親家庭等医療費等助成の受給資格の認定を受けた世帯であるとき	児童扶養手当証書の写し、またはひとり親家庭等医療費等助成受給券の写し
	市町村民税非課税世帯	非課税証明書等の証明書類 (1月1日時点で市内に住所がある方は不要)
	同一世帯の児童が2人以上同時に入会しているとき	書類の提出不要（入会申請書に記載）

## 【市内の放課後児童クラブ】

( 市外局番：0470 )

地域	放課後児童クラブ名称	定員	開設場所	電話番号	問合せ先
夷隅	コスモス	50	夷隅地区多目的 研修センター内	86-3963	夷隅地域市民局 地域市民班 86-2112
大原	第一おおはらこどもルーム	35	大原小学校内	60-1125	子育て支援課 子育て支援班 60-1120
	第二おおはらこどもルーム	35			
	第三おおはらこどもルーム	30	花本こども館内	62-2035	
	とうかいこどもルーム	35	東海小学校内	62-0585	
	あずまこどもルーム	20	東小学校 渡邊兄妹記念図書館内	66-1441	
	なみはなこどもルーム	20	浪花小学校内	63-0377	
岬	第一げんキッズ	35	長者小学校内	87-9234	岬地域市民局 地域市民班 87-2113
	第二げんキッズ	35			
	第一たいとうこどもルーム	35	太東小学校内	87-2121	
	第二たいとうこどもルーム	35			

※定員になり次第、締め切りとなります。

## 【入会後の届出・連絡について】

次の場合は、必ず問合せ先にご連絡ください。

- ① 住所等を変更した場合
- ② 保護者の勤務先等に変更があった場合
- ③ 退会の場合(退会届の提出)
- ④ 1ヶ月単位で利用しない月がある場合

## 【持参していただくもの】



- ① ハンカチ・タオル等
  - ② 着替え
  - ③ 帽子
  - ④ 色鉛筆・自由帳等
  - ⑤ ドリル・本(読書用)
  - ⑥ お弁当・水筒(土曜日・長期休業日・学校振替休業日等のみ)
  - ⑦ 防災頭巾
  - ⑧ ティッシュ1箱
  - ⑨ ぞうきん1枚(大原ルーム利用者は2枚)
- ※1 すべての持ち物に児童の名前を必ず記入してください。
- ※2 各児童クラブによっては別途持参していただくものがあります。  
詳しくは各児童クラブに確認してください。

## 【児童クラブでの注意事項】

- ① 自主学習の取り組み内容は各家庭、本人の自主性に任せます。ご家庭で話し合い決めてください。
- ② 原則として、おやつを持ち帰りはできません。(欠席の場合も同じ)
- ③ 送迎は児童の安全のため、保護者や同居する家族の方でお願いします。
- ④ けがや不測の事故を防止するためにも、「集団生活における過ごし方」や「ルールを守ることの大切さ」についてご家庭でお話してください。

## 【すぐメールの確実な登録】

放課後児童クラブからの各種連絡メールが配信されるので、入会後は早期にご登録をお願いします。

## 【入会の取り消し】

次に該当する場合は、入会を取り消す場合があります。

- ① 保護者負担金を正当な理由なく2ヶ月以上にわたり滞納した場合
  - ② 入会の申請に虚偽又は不正があった場合
  - ③ 開設時間外のお迎えが頻繁にある場合
  - ④ その他児童クラブの運営管理上支障がある場合、ただし、児童の入院等の止むを得ない場合は除く
- ※無断欠席が頻繁にある、他の児童に危害を加える等の学童保育の許容を超える場合

## 【夷隅地域の放課後児童クラブについて】

**コスモス TEL 86-3963**

- ・夷隅地区多目的研修センター内に設置されています。

### 【送迎方法】

学校から児童クラブ(多目的研修センター)まではバスで送迎します。帰宅の際は、開設時間内に保護者の方がお迎えにきてください。

※送迎バスの運行時刻については、学校からのお知らせをご覧ください。

土曜日・長期休業日・学校振替休業日等の送迎は、保護者の方にお願ひします。

※お迎え時間の変更や代理人にお願ひする場合は、必ず事前に連絡してください。

### 入会時のお願い

児童クラブで使用しますので、下記の物を持って来て下さい。

・ティッシュペーパー 1箱

・ぞうきん 1枚

(名前の記入は不要です。)





## 【岬地域の放課後児童クラブについて】

岬地域は下記の4つの児童クラブがあります。

なお、土曜日は第一たいとうこどもルームのみの開設となります。岬地域の児童クラブ入会者で土曜日の利用を希望する場合は、第一たいとうこどもルームまで送迎をお願いします。（土曜日開設場所は、年度ごとに見直しをします。）

### 第一げんキッズ 第二げんキッズ

TEL 87-9234

- ・いすみ市立長者小学校内に設置されています。

#### 《対象児童》

長者・中根・古沢小学校の児童が利用できます。中根・古沢小学校の児童は、学校から児童クラブまで車両で送迎します。

※中根・古沢小学校の児童は、児童クラブ用の上履きを持参するか、ルームのサンダルを使用することも出来ます。

### 第一たいとうこどもルーム 第二たいとうこどもルーム

TEL 87-2121

- ・いすみ市立太東小学校内に設置されています。

#### 《対象児童》

太東小学校の児童が利用できます。



#### 入会時のお願い

児童クラブで使用しますので下記のものを持って来てください。

- ・ティッシュペーパー1箱
- ・ぞうきん1枚

## 【一時保育について】

保護者が仕事等で児童の保育が一時的に困難な場合や、保護者の疾病等による緊急時に、1ヵ月につき10日を限度として放課後児童クラブを利用できます。

### 《利用方法》

利用を希望する日の7日前までに申請書を下記へ提出してください。

なお、申請は利用月ごととなります。

また、申請した日に利用しない場合は、辞退届を下記へ提出してください。

#### 地域別申請場所

大原地域 …子育て支援課 子育て支援班 TEL 60-1120

夷隅地域 …夷隅地域市民局 地域市民班 TEL 86-2112

岬地域 …岬地域市民局 地域市民班 TEL 87-2113

#### 受付時間

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

### 《利用時間・開設場所について》

P2・P6に記載されている放課後児童クラブと同じです。



### 《保護者負担金・傷害保険料について》

●一時保育負担金額は下記のとおりとなります。（令和5年1月1日現在）

※負担金は条例改正等に伴い変更となる場合があります。

1日あたりの利用時間	1日あたりの負担金の額
6時間以内の場合	500円
6時間を超える場合	1,000円

※「生活保護世帯」「準要保護児童の世帯」「ひとり親世帯」については、P4・P5と同様の扱いで負担金が減免になります。

●月額270円の児童クラブ共済（傷害保険）に加入していただきます。

一時保育負担金及び傷害保険料は、利用月の翌月に送付される納付書により各種金融機関（ゆうちょ銀行を除く）にて納付してください。